官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔最高裁規則〕
○民事訴訟規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則（最高裁四）　一
○司法委員規則等の一部を改正する規則（同五）　二
〔省　令〕
○雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働三一）　二
○森林法施行令別表第三林道の開設に要する費用の項第六号等に規定する林道網の枢要部分となるべき林道の開設又は拡張の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する省令（農林水産一八）　三
○国際協力排出削減量口座簿の運営等に関する省令の一部を改正する省令（経済産業・環境四）　四
〔法規的告示〕
○厚生労働大臣の定める医療法人が行うことができる社会福祉事業の一部を改正する件（厚生労働一〇八）　四
○大中型まき網漁業の漁獲物等（特別管理特定水産資源に限る。）の陸揚港を指定する件（農林水産四二二）　五
○かつお・まぐろ漁業の漁獲物等（特別管理特定水産資源に限る。）の陸揚港を指定する件（同四二三）　六
○かじき等流し網漁業又は東シナ海等かじき等流し網漁業の漁獲物等（特別管理特定水産資源に限る。）の陸揚港を指定する件（同四二四）　六
〔その他告示〕
○参観の対象となる施設及び参観の認められる年齢並びに参観料の額を定める件の一部を改正する件（内閣府一三）　六
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務二〇）　七
○有形の民俗文化財を重要有形民俗文化財に指定する件（文部科学五一）　七
○無形の民俗文化財を重要無形民俗文化財に指定する件（同五二）　七
○有形の民俗文化財を文化財登録原簿に登録する件（同五三）　七
○無形の民俗文化財を文化財登録原簿に登録する件（同五四）　七
○重要無形民俗文化財の名称を改める件（同五五）　七
○登録有形民俗文化財の登録を抹消する件（同五六）　七
○農薬を登録した件（農林水産四二五、四二六）　八
○特定都市河川及び特定都市河川流域を指定する件（国土交通四〇八）　八
〔国会事項〕　八
〔人事異動〕
内閣　警察庁　九
〔叙位・叙勲〕　一〇
〔皇室事項〕　一〇
〔官庁報告〕
除籍の一部が滅失した件（法務省告示配五三）　一〇
〔公　告〕
諸　事　項
官庁
金融商品取引業者に対する行政処分関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生、所有者不明関係　一〇
会社その他　二九

最高裁規則

最高裁判所規則第四号

民事訴訟規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月二十四日

最高裁判所

民事訴訟規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則

民事訴訟規則等の一部を改正する規則（令和六年最高裁判所規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表改正後欄の民事訴訟費用等に関する規則（昭和四十六年最高裁判所規則第五号）第四条の二第一項中「同項各号に掲げるものに関する手続において得られた納付情報により納付しなければ」を「次に掲げるいずれかの方法によらなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一　法第八条第一項各号に掲げるものに関する手続において得られた納付情報により納付する方法

二　国庫内の移換の手続により日本銀行に払い込む方法

同欄の民事訴訟費用等に関する規則第四条の二第六項中「第一項の方法」を「第一項各号に掲げる方法」に改め、同欄の民事訴訟費用等に関する規則第五条の二第一項中「当該手続において得られた納付情報により納付しなければ」を「次に掲げるいずれかの方法によらなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一　当該手続において得られた納付情報により納付する方法

二　国庫内の移換の手続により日本銀行に払い込む方法

同欄の民事訴訟費用等に関する規則第五条の二第三項中「第一項の方法」を「第一項各号に掲げる方法」に改め、同欄の民事訴訟費用等に関する規則附則第二十三条第一項中「特例執行文付与申

立事件に関する手続において得られた納付情報により納付しなければ」を「次に掲げるいずれかの方法によらなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一　特例執行文付与申立事件に関する手続において得られた納付情報により納付する方法

二　国庫内の移換の手続により日本銀行に払い込む方法

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

最高裁判所長官　今崎　幸彦

○最高裁判所規則第五号

司法委員規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月二十四日

最高裁判所

司法委員規則等の一部を改正する規則

（司法委員規則の一部改正）

第一条　司法委員規則（昭和二十三年最高裁判所規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「裁判所」を「裁判所書記官」に改める。

（参与員規則の一部改正）

第二条　参与員規則（昭和二十二年最高裁判所規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「裁判所」を「裁判所書記官」に改める。

（人身保護法による国選代理人の旅費等に関する規則の一部改正）

第三条　人身保護法による国選代理人の旅費等に関する規則（昭和二十三年最高裁判所規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項、第三条第二項、第四条第二項及び附則第二項中「裁判所」を「裁判所書記官」に改める。

（鑑定委員規則の一部改正）

第四条　鑑定委員規則（昭和四十二年最高裁判所規則第四号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「裁判所」を「裁判所書記官」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）の施行の日（令和八年五月二十一日。次項において「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2　この規則による改正後の規定は、訴えに係る事件であって施行日以後に提起されるもの（施行日前にされた訴え以外の申立てについて、施行日以後に当該申立てに係る法令の規定により当該申立て時に訴えの提起があったものとみなされるものを除く。）並びに施行日以後に開始される民事事件、行政事件及び家事事件に関する手続の申立てに係る事件（訴えに係る事件を除く。）における旅費、日当及び宿泊料の額について適用し、訴えに係る事件であって施行日前に提起されたもの（施行日前にされた訴え以外の申立てについて、施行日以後に当該申立てに係る法令の規定により当該申立て時に訴えの提起があったものとみなされるものを含む。）並びに施行日前に開始された民事事件、行政事件及び家事事件に関する手続の申立てに係る事件（訴えに係る事件を除く。）における旅費、日当及び宿泊料の額は、なお従前の例による。

最高裁判所長官　今崎　幸彦

省　令

○厚生労働省令第三十一号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第五十九条第一項の規定に基づき、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月二十四日

厚生労働大臣　上野賢一郎

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（広域求職活動費の支給要件） **第九十六条**　（略） **第九十六条の二**　前条の規定にかかわらず、広域求職活動費は、次の各号に掲げる広域求職活動については、支給しない。 一　所定給付日数（法第二十四条第一項若しくは第二項、第二十四条の二第一項若しくは第二項、第二十五条第一項、第二十七条第一項又は附則第五条第一項の規定により所定給付日数（受給資格者が法第二十条第一項及び第二項の規定による期間内に基本手当の支給を受けた日数が所定給付日数に満たない場合には、その支給を受けた日数。以下この号において同じ。）を超えて基本手当を支給することができる場合には、所定給付日数を超えて基本手当を支給することができる日数を加えた日数）を三十で除して得た日数（一日未満の端数があるときは、これを切り上げた日数）に相当する回数の広域求職活動費の支給に係る広域求職活動をした受給資格者が、その最後の広域求職活動費の支給に係る広域求職活動 二　三回の広域求職活動費の支給に係る広域求職活動をした高年齢受給資格者又は特例受給資格者が、その三回目の広域求職活動費の支給に係る広域求職活動後にした広域求職活動 三　三回の広域求職活動費の支給に係る広域求職活動（過去に日雇受給資格者としてした広域求職活動費の支給に係る広域求職活動を含み、この号の規定により過去に広域求職活動費の支給を受けることができないこととされた期間前にした広域求職活動費の支給に係る広域求職活動	（広域求職活動費の支給要件） **第九十六条**　（略） （新設）

を除く。）をした日雇受給資格者が、その三回目の広域求職活動費の支給に係る広域求職活動の開始の日から起算して一年を超えない期間内に開始した広域求職活動

（広域求職活動費の支給申請）

第九十九条　受給資格者等は、広域求職活動費の支給を受けようとするときは、公共職業安定所の指示による広域求職活動を終了した日の翌日から起算して十日以内に、受給資格者証等を添えて（受給資格者、高年齢受給資格者又は特例受給資格者がそれぞれ受給資格通知、高年齢受給資格通知又は特例受給資格通知の交付を受けた場合にあつては、個人番号カードを提示して）当該受給資格者等の氏名及び住所又は居所、訪問事業所の名称及び所在地その他の職業安定局長が定める事項を記載した申請書（第三項において「求職活動支援費（広域求職活動費）支給申請書」という。）を管轄公共職業安定所の長に提出しなければならない。

2　（略）

3　受給資格者等は、求職活動支援費（広域求職活動費）支給申請書を提出する場合において、訪問事業所の事業主から求職活動費を受けるときは、その金額を管轄公共職業安定所の長に届け出なければならない。

4　（略）

様式第三十二号の二を次のように改める。

様式第三十二号の二　削除

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和八年八月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正後の雇用保険法施行規則（以下「新雇保則」という。）第九十六条の二の規定は、この省令の施行の日以後に開始する広域求職活動に係る広域求職活動費の支給について適用し、同日前に開始した広域求職活動に係る広域求職活動費の支給については、なお従前の例による。

2　新雇保則第九十六条の二の規定の適用については、この省令の施行の日前に開始した広域求職活動は、同条の広域求職活動費の支給に係る広域求職活動に含まれないものとする。

3　この省令の施行の際現に提出されているこの省令による改正前の雇用保険法施行規則（以下「旧雇保則」という。）様式第三十二号の二による求職活動支援費（広域求職活動費）支給申請書は、新雇保則第九十九条第一項に規定する求職活動支援費（広域求職活動費）支給申請書とみなす。

4　この省令の施行の際現にある旧雇保則様式第三十二号の二による求職活動支援費（広域求職活動費）支給申請書については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（広域求職活動費の支給申請）

第九十九条　受給資格者等は、広域求職活動費の支給を受けようとするときは、公共職業安定所の指示による広域求職活動を終了した日の翌日から起算して十日以内に、受給資格者証等を添えて（受給資格者、高年齢受給資格者又は特例受給資格者がそれぞれ受給資格通知、高年齢受給資格通知又は特例受給資格通知の交付を受けた場合にあつては、個人番号カードを提示して）求職活動支援費（広域求職活動費）支給申請書（様式第三十二号の二）を管轄公共職業安定所の長に提出しなければならない。

2　（略）

3　受給資格者等は、第一項の広域求職活動費支給申請書を提出する場合において、訪問事業所の事業主から求職活動費を受けるときは、その金額を管轄公共職業安定所の長に届け出なければならない。

4　（略）

○農林水産省令第十八号

環境影響評価法の一部を改正する法律（令和七年法律第七十三号）の一部の施行に伴い、及び環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第四条第三項（同条第四項及び同法第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、森林法施行令別表第三林道の開設に要する費用の項第六号等に規定する林道網の枢要部分となるべき林道の開設又は拡張の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月二十四日　農林水産大臣　鈴木　憲和

森林法施行令別表第三林道の開設に要する費用の項第六号等に規定する林道網の枢要部分となるべき林道の開設又は拡張の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する省令

森林法施行令別表第三林道の開設に要する費用の項第六号等に規定する林道網の枢要部分となるべき林道の開設又は拡張の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成二十年農林水産省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（第二種事業の判定の基準） **第十六条**　第二種林道事業に係る法第四条第三項（同条第四項及び法第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による判定については、当該第二種林道事業が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。 一・二　（略） 三　当該第二種林道事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる一定の環境要素に係る環境の保全を目的として法令、条例又は法第五十四条の行政指導等（以下「法令等」という。）により指定された地域その他の対象が存在し、かつ、当該第二種林道事業の内容が当該環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。 イ～ヲ　（略）	（第二種事業の判定の基準） **第十六条**　第二種林道事業に係る法第四条第三項（同条第四項及び法第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による判定については、当該第二種林道事業が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。 一・二　（略） 三　当該第二種林道事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる一定の環境要素に係る環境の保全を目的として法令、条例又は法第五十三条の行政指導等（以下「法令等」という。）により指定された地域その他の対象が存在し、かつ、当該第二種林道事業の内容が当該環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。 イ～ヲ　（略）

附　則

この省令は、環境影響評価法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

○経済産業省・環境省令第四号

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第二十号）の施行に伴い、国際協力排出削減量口座簿の運営等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月二十四日

経済産業大臣　赤澤　亮正
環境大臣　石原　宏高

国際協力排出削減量口座簿の運営等に関する省令の一部を改正する省令

国際協力排出削減量口座簿の運営等に関する省令（令和七年経済産業省・環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（受託者の解任） **第十一条**　環境大臣及び経済産業大臣は、裁判所が受託者を解任した場合において、令第十七条の規定による嘱託に基づく信託の記録の変更をするときは、受託者を解任した旨及び当該解任した旨の記録をする年月日を記録するものとする。	（受託者の解任） **第十一条**　環境大臣及び経済産業大臣は、裁判所又は主務官庁（その権限の委任を受けた国に所属する行政庁及びその権限に属する事務を処理する都道府県の執行機関を含む。）が受託者を解任した場合において、令第十七条又は第十八条の規定による嘱託に基づく信託の記録の変更をするときは、受託者を解任した旨及び当該解任した旨の記録をする年月日を記録するものとする。
（信託の記録の変更の申請） **第十二条**　令第十九条の申請は、様式第六の申請書によってしなければならない。	（信託の記録の変更の申請） **第十二条**　令第二十条の申請は、様式第六の申請書によってしなければならない。
2　（略）	2　（略）
（手数料の納付の方法） **第十七条**　令第二十条第二項の環境省令・経済産業省令で定める方法は、指定実施機関が行う事務に係る手数料の納付については、指定実施機関が指定する口座に当該手数料を振り込み、かつ、その振込みを証明する書面（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。）を指定実施機関に提出する方法とする。この場合において、当該振込みがあった事実を指定実施機関が確知している場合については、当該書面を提出することを要しない。	（手数料の納付の方法） **第十七条**　令第二十一条第二項の環境省令・経済産業省令で定める方法は、指定実施機関が行う事務に係る手数料の納付については、指定実施機関が指定する口座に当該手数料を振り込み、かつ、その振込みを証明する書面（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。）を指定実施機関に提出する方法とする。この場合において、当該振込みがあった事実を指定実施機関が確知している場合については、当該書面を提出することを要しない。
2　（略）	2　（略）
（振替の申請に係る手数料を免除することができる場合） **第十八条**　令第二十条第三項の規定による手数料の免除は、同条第一項第二号に掲げる者が政府保有口座に無償で国際協力排出削減量を移転する場合であって、当該申請をする者がその旨を申請書に記載した場合に限り、するものとする。 **様式第六**（第12条関係） （略） 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第19条の規定により、信託の記録の変更について、次のとおり申請します。 （略）	（振替の申請に係る手数料を免除することができる場合） **第十八条**　令第二十一条第三項の規定による手数料の免除は、同条第一項第二号に掲げる者が政府保有口座に無償で国際協力排出削減量を移転する場合であって、当該申請をする者がその旨を申請書に記載した場合に限り、するものとする。 **様式第六**（第12条関係） （略） 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第20条の規定により、信託の記録の変更について、次のとおり申請します。 （略）

附　則

この省令は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

法規的告示

○厚生労働省告示第百八号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十二条第七号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める医療法人が行うことができる社会福祉事業（平成十年厚生省告示第十五号）の一部を次の表のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月二十四日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
1　医療法第四十二条の二第一項に規定する社会医療法人については次に掲げる事業 一　（略） 二　社会福祉法第二条第三項に規定する第二種社会福祉事業のうち次に掲げるもの イ・ロ　（略） ハ　児童福祉法に規定する障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、小規模保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、	1　医療法第四十二条の二第一項に規定する社会医療法人については次に掲げる事業 一　（略） 二　社会福祉法第二条第三項に規定する第二種社会福祉事業のうち次に掲げるもの イ・ロ　（略） ハ　児童福祉法に規定する障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、小規模保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、

子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業又は乳児等通園支援事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設、児童家庭支援センター又は里親支援センターを経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業	子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業又は親子関係形成支援事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設、児童家庭支援センター又は里親支援センターを経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業
二～カ　（略）	二～カ　（略）
2　（略）	2　（略）

○農林水産省告示第四百二十二号

漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）第二十四条第一項の規定に基づき、大中型まき網漁業の漁獲物等の陸揚港を次のように指定する。

令和八年三月二十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

大中型まき網漁業につき漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第三十六条第一項の許可を受けた者の当該漁業に係る漁業の許可及び取締り等に関する省令第二十四条第一項の漁獲物等（漁業法第二十六条第二項に規定する特別管理特定水産資源に限る。）の陸揚港を次のように指定する。

道府県名	港名
北海道	厚岸港、釧路港、十勝港、函館港
青森県	八戸港
岩手県	大槌港、大船渡港、釜石港、久慈港、宮古港、山田港、八木港
宮城県	石巻港、女川港、気仙沼港、塩釜港
秋田県	秋田港
山形県	酒田港
福島県	小名浜港、中之作港
茨城県	大津港、久慈港、那珂湊港、波崎港
千葉県	飯岡港、大原港、片貝港、勝浦港、鴨川港、銚子港、天津港
新潟県	柏崎港、寺泊港、新潟港、能生港
石川県	宇出津港、金沢港、蛸島港、七尾港、輪島港
静岡県	沼津港、戸田港、焼津港
三重県	奈屋浦港
京都府	舞鶴港
鳥取県 島根県	境港
島根県	浜田港
山口県	下関港
愛媛県	宇和島港、深浦港、八幡浜港
福岡県	博多港
佐賀県	唐津港
熊本県	牛深港、天草港
長崎県	佐世保港、舘浦港、田平港、調川港、松浦港、平戸港、長崎港
大分県	鶴見港、松浦港
宮崎県	油津港、北浦港
鹿児島県	阿久根港、串木野港、枕崎港、山川港

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

○農林水産省告示第四百二十三号

漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）第二十四条第一項の規定に基づき、かつお・まぐろ漁業の漁獲物等の陸揚港を次のように指定する。

令和八年三月二十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

かつお・まぐろ漁業につき漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第三十六条第一項の許可を受けた者の当該漁業に係る漁業の許可及び取締り等に関する省令第二十四条第一項の漁獲物等（漁業法第二十六条第二項に規定する特別管理特定水産資源に限る。）の陸揚港を次のように指定する。

都道府県名	港名
北海道	厚岸港、釧路港、十勝港、根室港
青森県	八戸港
岩手県	大船渡港
宮城県	石巻港、女川港、気仙沼港、塩釜港
千葉県	勝浦港、銚子港、松部港
東京都	神津島港、東京港
神奈川県	川崎港、三崎港、横須賀港、横浜港
静岡県	大井川港、御前崎港、清水港、下田港、焼津港
和歌山県	勝浦港、串本港
愛媛県	深浦港
高知県	甲浦港、高知港、佐賀港

長崎県	長崎港
宮崎県	油津港、川南港、都農港、外浦港、目井津港、細島港、宮崎港、門川港
鹿児島県	鹿児島港、串木野港、枕崎港
沖縄県	糸満港、泊港

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

○農林水産省告示第四百二十四号

漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）第二十四条第一項の規定に基づき、かじき等流し網漁業又は東シナ海等かじき等流し網漁業の漁獲物等の陸揚港を次のように指定する。

令和八年三月二十四日　　農林水産大臣　鈴木　憲和

かじき等流し網漁業又は東シナ海等かじき等流し網漁業につき漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第三十六条第一項の許可を受けた者の当該漁業に係る漁業の許可及び取締り等に関する省令第二十四条第一項の漁獲物等（漁業法第二十六条第二項に規定する特別管理特定水産資源に限る。）の陸揚港を次のように指定する。

道県名	港名
北海道	釧路港、十勝港、歯舞港
青森県	八戸港
岩手県	山田港
宮城県	気仙沼港
千葉県	銚子港
長崎県	長崎港

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

その他告示

○内閣府告示第十三号

迎賓館の施設に係る参観料の徴収に関する内閣府令（平成二十八年内閣府令第三十八号）第二条の規定に基づき、参観の対象となる施設及び参観の認められる年齢並びに参観料の額を定める件（平成二十八年内閣府告示第百二十九号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月二十四日　　内閣総理大臣　高市　早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
三　参観料の額 次の区分による額とする。ただし、一定の期間内に限って特別に行う参観であって、次の各区分によることができないときは、別に定める額とし、インターネットの利用その他の適切な方法により公表する。 1　本館、前庭及び主庭 （一）十八歳以上の者（高校生、大学生及び高等専門学校生並びにこれらに相当する者及び専修学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百二十四条に規定する専修学校をいう。以下同じ。）の生徒を除く。）　一名につき一回千八百円 ［（二）～（四）　略］ 2　和風別館、前庭及び主庭 （一）十八歳以上の者（高校生、大学生及び高等専門学校生並びにこれらに相当する者及び専修学校の生徒を除く。）　一名につき一回千八百円 ［（二）・（三）　略］ 3　本館、前庭及び主庭並びに和風別館 （一）十八歳以上の者（高校生、大学生及び高等専門学校生並びにこれらに相当する者及び専修学校の生徒を除く。）　一名につき一回二千三百円 ［（二）・（三）　略］ ［4・5　略］ 6　本館において次に掲げる参観を行う場合 （一）ガイドの帯同による参観　1、3又は5に定める参観料に加えて、帯同して解説を行うガイド一名につき一万四千円 （二）本館内の通常参観に供する区域以外であって内閣府迎賓館長が定める区域の参観　1、3又は5に定める参観料に加えて、一名（小学生及びこれに相当する者を除く。）につき一回四百円	三　参観料の額 次の区分による額とする。ただし、一定の期間内に限って特別に行う参観であって、次の各区分によることができないときは、別に定める額とし、インターネットの利用その他の適切な方法により公表する。 1　本館、前庭及び主庭 （一）十八歳以上の者（高校生、大学生及び高等専門学校生並びにこれらに相当する者及び専修学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百二十四条に規定する専修学校をいう。以下同じ。）の生徒を除く。）　一名につき一回千五百円 ［（二）～（四）　同上］ 2　和風別館、前庭及び主庭 （一）十八歳以上の者（高校生、大学生及び高等専門学校生並びにこれらに相当する者及び専修学校の生徒を除く。）　一名につき一回千五百円 ［（二）・（三）　同上］ 3　本館、前庭及び主庭並びに和風別館 （一）十八歳以上の者（高校生、大学生及び高等専門学校生並びにこれらに相当する者及び専修学校の生徒を除く。）　一名につき一回二千円 ［（二）・（三）　同上］ ［4・5　同上］ ［加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この告示は、令和八年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　6（一）の規定　令和八年四月一日

二　6（二）の規定　令和八年七月一日

○法務省告示第二十号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和八年三月二十四日

法務大臣　平口　洋

東京法務局所属

坂本　佳胤

○文部科学省告示第五十一号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第七十八条第一項の規定に基づき、次の表に掲げる有形の民俗文化財を重要有形民俗文化財に指定したので、同条第二項において準用する同法第二十八条第一項の規定に基づき告示する。

令和八年三月二十四日

文部科学大臣　松本　洋平

名称及び員数	内容	所有者	所有者の住所
志摩半島の生産用具 二、八九二点 附　真珠養殖関連資料 一二七点	生産用具　二、八九二点 附　真珠養殖関連資料 一二七点	志摩市	三重県志摩市阿児町鵜方三〇九八―二二

○文部科学省告示第五十二号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第七十八条第一項の規定に基づき、次の表に掲げる無形の民俗文化財を重要無形民俗文化財に指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和八年三月二十四日

文部科学大臣　松本　洋平

名称	所在地	保護団体
鳥海山北麓獅子舞番楽	秋田県由利本荘市、にかほ市	鳥海山北麓獅子舞番楽由利本荘市保存協議会
大豊の碁石茶製造技術	高知県長岡郡大豊町	碁石茶製造技術保存会
久礼八幡宮の御神穀祭	高知県高岡郡中土佐町	久礼八幡宮御神穀祭伝承会
高鍋神楽	宮崎県児湯郡高鍋町、新富町、木城町、川南町、都農町	高鍋神楽保存会 比木神楽会、都農神楽保存会、三納代神楽保存会、高鍋伶人会、川南伶人会
諸塚神楽	宮崎県東臼杵郡諸塚村	諸塚村神楽保存会

○文部科学省告示第五十三号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第九十条第一項の規定に基づき、次の表に掲げる有形の民俗文化財を文化財登録原簿に登録したので、同条第三項において準用する同法第五十八条第一項の規定に基づき告示する。

令和八年三月二十四日

文部科学大臣　松本　洋平

名称及び員数	内容	所有者	所有者の住所
大谷の石工用具及び関連資料 二〇三点	石工用具　一五五点 関連資料　四八点	かねいり有限会社大谷資料館	栃木県宇都宮市大谷町一〇九三
松山犂の製作用具及び製品 五四一点	製作用具　四七六点 製品　六五点	公益財団法人松山記念館	長野県上田市塩川二八七四―一
宮島細工の製作用具及び製品 八九〇点	製作用具　七九一点 製品　九九点	廿日市市	広島県廿日市市下平良一―一一―一
糸満の漁撈用具　八八七点	漁撈用具　八八七点	糸満市	沖縄県糸満市潮崎町一―一

○文部科学省告示第五十四号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第九十条の五第一項の規定に基づき、次の表に掲げる無形の民俗文化財を文化財登録原簿に登録したので、同条第二項において準用する同法第七十八条第三項の規定に基づき告示する。

令和八年三月二十四日

文部科学大臣　松本　洋平

名称	所在地	保護団体
吉野葛の製造技術	奈良県宇陀市、御所市	

○文部科学省告示第五十五号

次の表の上欄に掲げる重要無形民俗文化財の名称を、同表の下欄の名称に改める。

令和八年三月二十四日

文部科学大臣　松本　洋平

上欄		下欄		
名称	関係告示	名称	所在地	保護団体
伊勢太神楽	昭和五十六年文部省告示第六号	桑名の伊勢大神楽	三重県桑名市太夫	一般社団法人伊勢大神楽講社

○文部科学省告示第五十六号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第九十条第三項において準用する同法第五十九条第一項の規定に基づき、次の表に掲げる登録有形民俗文化財の登録を抹消したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

令和八年三月二十四日

文部科学大臣　松本　洋平

名称及び員数	内容	関係告示	所有者	所有者の住所
志摩半島の生産用具及び関連資料 三、八二八点	生産用具　三、七〇一点 関連資料　一二七点	平成二十八年文部科学省告示第四十一号	志摩市	三重県志摩市阿児町鵜方三〇九八―二二

○農林水産省告示第四百二十五号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第三条第九項の規定により、令和八年二月十八日付けをもって次の農薬を登録し、同法第十三条の規定により公告する。

令和八年三月二十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
25011	テフリルトリオン・トリアファモン粒剤	カウンシルコンプリートFG	東京都千代田区丸の内一丁目６番５号 バイエルクロップサイエンス株式会社 代表取締役　大島美都
25012	テフリルトリオン・トリアファモン粒剤	ボデーガードプロFG	東京都千代田区内神田一丁目２番10号 ZMクロッププロテクション株式会社 代表取締役社長　住田明子

○農林水産省告示第四百二十六号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第三条第九項の規定により、令和八年二月十九日付けをもって次の農薬を登録し、同法第十三条の規定により公告する。

令和八年三月二十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
25013	プロフラニリド乳剤	シスルモード	東京都中央区日本橋一丁目19番１号　三井化学クロップ&ライフソリューション株式会社　代表取締役社長　垣元剛

○国土交通省告示第四百八号

特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年六月十一日法律第七十七号）第三条第一項及び第三項の規定により、別表のとおり特定都市河川を指定し、併せて次のとおり特定都市河川流域を指定するので、同条第十項並びに特定都市河川浸水被害対策法施行規則（平成十六年五月十四日国土交通省令第六十四号）第一条第一項及び第二項の規定に基づき、公示する。

令和八年三月二十四日

国土交通大臣　金子　恭之

名称　山国川特定都市河川流域

区域　大分県中津市、日田市、宇佐市、玖珠町のうち、次の図面の赤色枠で囲まれた部分の区域（図面省略）

その関係図面は、九州地方整備局及び山国川河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

別表　山国川特定都市河川

名称	区間		
	上流端	下流端	
山国川	左岸　大分県中津市山国町槻木字森本百二十九番四地先 右岸　大分県中津市山国町槻木字屋形百七十三番一地先	耶馬溪橋	
跡田川	左岸　大分県中津市本耶馬溪町東谷字岩下四千六百五十六番二地先 右岸　大分県中津市本耶馬溪町東谷字松山四千七百三十三番地先	山国川への合流点	
西谷川	左岸　大分県中津市本耶馬溪町西谷字堂ノ鼻四千百九番二地先 右岸　大分県中津市本耶馬溪町西谷字堀田三千八百三番一地先	跡田川への合流点	
木ノ子川	大分県中津市耶馬溪町大字戸原字宮ノ谷四百二十九番一地先	山国川への合流点	
三尾母川	左岸　大分県中津市耶馬溪町大字福土字渡リ瀬千百四十一番地先 右岸　大分県中津市耶馬溪町大字福土字岩ノ本五百四番地先	山国川への合流点	
津民川	左岸　大分県中津市耶馬溪町大字川原口字小屋ノ原九百九十八番地先 右岸　大分県中津市耶馬溪町大字川原口字向イ田千五百八十八番地先	山国川への合流点	
山移川	左岸　大分県玖珠郡玖珠町大字森字西奥山五千三百六十六番二地先 右岸　大分県中津市耶馬溪町大字深耶馬字横井場千八百十一番一地先	山国川への合流点	
樋山路川	左岸　大分県中津市耶馬溪町大字樋山路字唐ノ原千六百五十八番地先 右岸　大分県中津市耶馬溪町大字樋山路字北平九百七十九番地先	山国川への合流点	
金吉川	大分県玖珠郡玖珠町大字古後字柚ノ木百五十七番地先の取水堰	山国川への合流点	
田野尾川	左岸　大分県中津市山国町中摩字中縄手千四番一地先 右岸　大分県中津市山国町中摩字中縄手千八番地先	山国川への合流点	

国会事項

衆議院

議決通知

三月十九日本院は皇室会議予備議員及び皇室経済会議予備議員を次のとおり選任し、かつ、予備議員の職務を行う順序は頭書のとおり決定した旨内閣に通知した。

皇室会議予備議員

第一　衆議院議員　額賀福志郎
第二　同　野田　佳彦

皇室経済会議予備議員

第一　衆議院議員　額賀福志郎
第二　同　野田　佳彦

又同日築山事務総長から石井裁判官弾劾裁判所裁判長職務代行及び伊藤参議院事務総長宛、本院は裁判官弾劾裁判所裁判員及び同予備員を次のとおり選任し、かつ、予備員の職務を行う順序は頭書のとおり決定した旨通知した。

裁判官弾劾裁判所裁判員

中谷　元　田中　和徳　棚橋　泰文
古川　禎久　葉梨　康弘　大島　敦
金村　龍那

同予備員

第一　細野　豪志　第二　稲田　朋美
第三　伊藤　忠彦　第四　國重　徹

又同日築山事務総長から中西裁判官訴追委員会委員長職務代行者及び伊藤参議院事務総長宛、本院は裁判官訴追委員及び同予備員を次のとおり選任し、かつ、予備員の職務を行う順序は頭書のとおり決定した旨通知した。

裁判官訴追委員

上川　陽子　鈴木　馨祐　井出　庸生
土井　亨　藤原　崇　山田　美樹
本田　太郎　赤羽　一嘉　三木　圭恵
鈴木　義弘

同予備員

第一　中西　健治　第二　深澤　陽一
第三　塩崎　彰久　第四　渡辺　創
第五　保岡　宏武

又同日本院は人事官に菅原晶子を任命することに同意した旨内閣に通知した。
又同日本院は公正取引委員会委員に若林亜理砂及び矢尾和子を任命することに同意した旨内閣に通知した。
又同日本院は国家公安委員会委員に佐古和惠を任命することに同意した旨内閣に通知した。
又同日本院はサイバー通信情報監理委員会委員長に近藤宏子を、同委員に新井悠、田邊國昭、上沼紫野及び福田健介を任命することに同意した旨内閣に通知した。
又同日本院は情報公開・個人情報保護審査会委員に市木政昭、石川千晶及び大江裕幸を任命することに同意した旨内閣に通知した。
又同日本院は日本銀行政策委員会審議委員に佐藤綾野及び浅田統一郎を任命することに同意した旨内閣に通知した。
又同日本院は労働保険審査会委員に飯島淳子及び永野仁美を任命することに同意した旨内閣に通知した。
又同日本院は中央社会保険医療協議会公益委員に菅原琢磨及び井深陽子を任命することに同意した旨内閣に通知した。
又同日本院は社会保険審査会委員長に髙橋譲を、同委員に鈴木ひろみを任命することに同意した旨内閣に通知した。
又同日本院は運輸審議会委員に二村真理子を任命することに同意した旨内閣に通知した。
又同日本院は公害健康被害補償不服審査会委員に山下直美を任命することに同意した旨内閣に通知した。

選出通知

三月十九日本院は検察官適格審査会委員及び同予備委員を次のとおり選挙した旨内閣に通知した。

検察官適格審査会委員
後藤　茂之
齋藤　健
高村　正大
西村智奈美

同予備委員
高見　康裕（後藤茂之の予備委員）
平沼正二郎（齋藤健の予備委員）
根本　拓（高村正大の予備委員）
濵地　雅一（西村智奈美の予備委員）

指名通知

三月十九日本院は日本ユネスコ国内委員会委員に衆議院議員永岡桂子、同宮内秀樹、同深澤陽一及び同菊田真紀子を指名した旨内閣に通知した。
又同日本院は国土審議会委員に衆議院議員石田真敏、同井林辰憲、同勝俣孝明、同宮内秀樹、同野間健及び同市村浩一郎を指名した旨内閣に通知した。
又同日本院は国土開発幹線自動車道建設会議委員に衆議院議員鈴木俊一、同**逢**沢一郎、同小林鷹之、同古川禎久、同金子恵美及び同馬場伸幸を指名した旨内閣に通知した。

委員推薦通知

三月十九日、議長は、地方制度調査会委員に次の議員を推薦する旨内閣に通知した。
宮下　一郎
橘　慶一郎
中根　一幸
神谷　裕

又、同日、議長は、国土審議会特別委員に次の議員を推薦する旨内閣に通知した。
（北海道開発分科会）
鈴木　貴子
渡辺　孝一
高木　宏壽
東　国幹
山岡　達丸
稲田　朋美
（豪雪地帯対策分科会）
御法川信英
髙鳥　修一
加藤　鮎子
中川　宏昌
（離島振興対策分科会）
橘　慶一郎
武部　新
西田　昭二
鈴木　英敬
吉田　宣弘
住吉　寛紀

議案提出

三月十九日内閣から提出した議案は次のとおりである。
経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案

議員表彰

三月十九日渡辺博道は、永年在職議員として、院議をもってその功労を表彰された。

参議院

議事日程

三月二十三日の議事日程は次のとおり。
議事日程　第五号
令和八年三月二十三日（月曜日）
午後一時開議
第一　国家公務員等の任命に関する件

議案提出

三月十九日議員から次の議案が提出された。
政党交付金の交付を受ける政党の組織及び管理運営の透明性及び公正性の向上を図るための制度の導入に関する法律案（竹詰仁外一名発議）（参第一号）

議案受領（予備審査）

三月十九日内閣から次の議案が送付された。
経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案（閣法第三〇号）

質問主意書提出

三月十九日議員から次の質問主意書が提出された。
令和八年四月以降の高等学校等就学支援金の支給に関する質問主意書（牧山ひろえ提出）（第一九号）
ホルムズ海峡を巡る情勢と重要影響事態の関係に関する質問主意書（辻元清美提出）（第二〇号）
ホルムズ海峡を巡る情勢と国際法との関係等に関する質問主意書（辻元清美提出）（第二一号）

答弁書受領

三月十九日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員辻元清美提出ホルムズ海峡を巡る情勢と存立危機事態の関係に関する質問に対する答弁書（第九号）
参議院議員福島みずほ提出福島県におけるがんの多発状態に関する質問に対する答弁書（第一〇号）
参議院議員石垣のりこ提出点字版選挙公報の遅延及び投票環境の不備に関する再質問に対する答弁書（第一一号）
参議院議員高良沙哉提出沖縄県名護市における米軍ＵＨ１ヘリコプターの不時着に関する質問に対する答弁書（第一二号）

裁判官訴追委員会

委員長選任

三月十九日、裁判官訴追委員会は、欠員中の委員長を次のとおり選任した。
裁判官訴追委員会委員長　上川　陽子

人事異動

内閣

○内閣総理大臣海外出張
内閣総理大臣高市早苗は三月十八日アメリカ合衆国へ出張のため出発した。
○外務大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正
外務大臣茂木敏充海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣に指定する
○経済産業大臣臨時代理
同　城内　実
経済産業大臣赤澤亮正海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に経済産業大臣の職務を行う国務大臣に指定する
同　城内　実
内閣府特命担当大臣赤澤亮正海外出張不在中内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償・廃炉等支援機構）事務代理を命ずる（以上三月十八日）
（海上保安庁警備救難部管理課
付）海上保安官　酒井　敬
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室）に併任する（三月十五日）
（防衛省陸上幕僚監部指揮通信
システム・情報部付）１等陸
佐　永島　透
兼官を免ずる（三月十六日）

警察庁

（九州管区警察局長）警視監　林　学
警察庁長官官房付を命ずる
（警察庁長官官房付）同　林　学
辞職を承認する
（同）同　原　幸太郎
九州管区警察局長を命ずる（以上三月十六日）

叙位・叙勲

○叙位

正四位に叙する
石井　五郎

正五位に叙する
林　豊
吉成　正彦

従五位に叙する
岡田紀世子
野島　光洋
前島　正澄
木村　勝敏
藤塚良太郎
丸山　茂美

正六位に叙する（各通）
石田　秀己
佐藤　勝美
寺本伊三郎
羽地　義征
良原　せつ
伊藤　稔和
佐藤　正博
戸野塚利光
松岡　茂雄

従六位に叙する（各通）
石母田清水
越智　仁
伊藤　英夫
下村　武司
永澤　正夫
（以上二月十二日）
難波　幸一
岩田新次郎
河津　信行
栗原　文隆
清水　常男
野口　正夫
南　堅
佐々木勝夫
古田　善彦

正七位に叙する（各通）
岩佐　哲夫
小泉　博稔

従七位に叙する（各通）
熊谷　秀哉
前　晴雄
森崎萬千也
（以上二月十三日）
中島　貞一
大塚　文昭
小田　一隆
工藤　伯英
中川　邦男
谷中　茂夫
木下　具已
馬杉　明
渡邉　亮

正七位に叙する（各通）
重松　秀敏
本多　翼
松葉範比古
（以上二月十三日）
永井　一見
奥田　修
小田　健二
西田　有
水澤　四郎
雨宮　公正
酒井　博一
濱田　輝靖
松田　稲實
吉川　昭藏
坂本　昭三
吉岡　弘陸

加藤　雄一
佐々木義男
津波古勝三
深川　鍵司
小嶋　一郎
佐藤　吉昭
栩野　信義
宗像　政光

従六位に叙する（各通）
石母田清水
越智　仁
（准陸尉）
伊藤　英夫
下村　武司
永澤　正夫
（以上二月十四日）
難波　幸一
岩田新次郎
河津　信行
栗原　文隆
清水　常男
野口　正夫
南　堅
佐々木勝夫
古田　善彦

正七位に叙する（各通）
岩佐　哲夫
小泉　博稔

従七位に叙する（各通）
熊谷　秀哉
前　晴雄
森崎萬千也
（以上二月十四日）
中島　貞一
大塚　文昭
小田　一隆
工藤　伯英
中川　邦男
谷中　茂夫
木下　具已
馬杉　明
渡邉　亮

正七位に叙する（各通）
重松　秀敏
本多　翼
松葉範比古
（以上二月十四日）
永井　一見
奥田　修
小田　健二
西田　有
水澤　四郎
雨宮　公正
酒井　博一
濱田　輝靖
松田　稲實
吉川　昭藏
坂本　昭三
吉岡　弘陸

小林　實
田中　誠
坂東　照伸

従六位に叙する（各通）
富士　哲
（准陸尉）
裏　正明
佐々木三郎
澤田　徹夫
新谷　照雄
射水　二郎
貝瀬　松美
玉井　太郎
藤江　厚夫
瑞宝小綬章を授ける
小田　一隆
松葉範比古
城御堂一雄
本多　翼
米本　淳夫
瑞宝双光章を授ける（各通）
中川　邦男
森崎萬千也
牧野　誠二
渡邉　亮
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月十三日）
小田　健二
瑞宝小綬章を授ける
酒井　博一
濱田　輝靖
吉川　昭藏
瑞宝双光章を授ける（各通）
裏　正明
田中　啓介
新谷　照雄
瑞宝双光章を授ける（各通）
赤澤　義明
高木　行雄
吉田　敬一
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月十五日）
市村　守
瑞宝双光章を授ける
素川　卓也
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月十八日）
山岸　広樹
久木田　勉
旭日単光章を授ける（二月二十七日）

従七位に叙する（各通）（以上二月十七日）
奥村　陽生
田熊　壽男
中村　誠
松本　佳員
高橋　勉
冨永　忠
花岡　正人
鈴木　洋次
素川　卓也
山岸　広樹
（長野県松本広域連合消防司令）
山田　宏一
土屋　清武
宮崎　正吾
森田　繁良
中村　治雄
良原　せつ

従六位に叙する（各通）
天野　英克
宿野部載親
中尾　亨
古谷　常夫
飯田　紘
高木　行雄
冨永　忠
花岡　正人
鈴木　洋次
市村　守
素川　卓也
山岸　広樹
（長野県松本広域連合消防司令）
山田　宏一
土屋　清武
宮崎　正吾
森田　繁良
中村　治雄
良原　せつ

従六位に叙する（二月十九日）

○叙勲

旭日単光章を授ける（二月十二日）
旭日単光章を授ける（二月十三日）
旭日単光章を授ける（二月十四日）
旭日単光章を授ける（二月十五日）
瑞宝小綬章を授ける

岡田紀世子
佐々木勝夫
前島　正澄
伊藤　稔和
重末　勢一
永澤　正夫
（以上二月十二日）
小泉　博稔
木村　勝敏
古田　善彦
瑞宝双光章を授ける（各通）
河津　信行
清水　常男
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月十三日）
小田　健二
田中　誠
濱田　輝靖
吉川　昭藏
瑞宝小綬章を授ける
柄本　國男
津波古勝三
坂東　照伸
瑞宝双光章を授ける（各通）
（准陸尉）
小野寺　昭
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月十四日）
天野　英克
飯田　紘
冨永　忠
古谷　常夫
瑞宝双光章を授ける（各通）
赤澤　義明
高木　行雄
中村　誠
吉田　敬一
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月十五日）
市村　守
瑞宝双光章を授ける
素川　卓也
（長野県松本広域連合消防司令）
山岸　広樹
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月十八日）
久木田　勉
旭日単光章を授ける（二月二十七日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、チュニジアの独立記念日につき、三月十九日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、ナミビアの独立記念日につき、三月十九日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、パキスタンの国祭日につき、三月十九日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

公告

諸事項

金融商品取引業者に対する行政処分の公告

金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第52条第４項の規定に基づき、下記金融商品取引業者の登録を取り消したので、同法第54条の２の規定により公告する。

記

1．商号　Ｓｅｌｅｃｔ　Ａｓｓｅｔ　Ｍａｎａｇｅｍｅｎｔ株式会社
2．営業所　東京都台東区上野３丁目２－２アイオス秋葉原801
3．登録番号　関東財務局長（金商）第831号
4．登録年月日　平成19年９月30日
5．行政処分の年月日　令和８年３月10日
6．行政処分の内容
関東財務局長（金商）第831号の登録を取り消す。

令和８年３月24日

関東財務局長　後藤　健二

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

除権決定

失踪に関する届出の催告

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

特別清算開始

令和８年（ヒ）第１００２号
千葉県市川市市川１丁目23番26号
清算株式会社　株式会社ＴＨＥ　ＡＧＥＮＣＹ
代表清算人　田口　哲也
１　決定年月日　令和８年３月11日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
千葉地方裁判所民事第４部

令和８年（ヒ）第２００７号
東京都中央区日本橋浜町１丁目１番12号
清算株式会社　株式会社ＰＭプロジェクト
代表清算人　泰道　真也
１　決定年月日　令和８年３月９日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第２０８７号
東京都千代田区内幸町２丁目１番４号
清算株式会社　株式会社アシスト
１　決定年月日　令和８年３月10日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第７号
佐賀市大和町大字久池井886番地１
清算株式会社　株式会社アクセス
代表清算人　前野　正博
１　決定年月日　令和８年３月６日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
佐賀地方裁判所

特別清算協定認可

令和８年（ヒ）第３００１号

大阪市平野区長吉長原４丁目14番20号
清算株式会社　北村製本株式会社
代表清算人　北村　裕章

１　決定年月日　令和８年３月10日

２　主文　本件協定を認可する。

協定

第１　通則

本協定の対象となる協定債権者は、別表「債権額一覧表」の「債権者名」記載のとおりであり、協定債権は、別表「債権額一覧表」記載の元金及び利息・損害金債権並びに同債権のうち元金に対する令和７年２月１日以降の利息・損害金債権の全額とする。

第２　共益的債権及び優先債権

特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権等の共益的債権、租税その他国税徴収法又はその例により徴収することができる請求権並びに一般の先取特権その他一般の優先権がある債権は、随時全額弁済する。

第３　協定債権の弁済及び権利の変更

１　清算株式会社は、本協定の認可決定が確定した日に、協定債権者全員から、協定債権（特別清算開始決定後の利息・遅延損害金を含む。以下同じ。）の全額について免除を受ける。協定に基づく弁済は行わない。

２　第１項の免除後、清算株式会社に新たな財産が発見された場合は、これを清算株式会社が換価したうえで、共益的債権及び優先債権の弁済に充てる。当該弁済後、なお残余財産がある場合は、これを弁済原資として、各協定債権者に対し、各協定債権額の割合に応じて按分して弁済する。この場合、各協定債権者が前項の規定により行った債務の免除は、新たになされた弁済の限度で効力を失うものとする。

（別表省略）

以上

大阪地方裁判所第６民事部

監督命令取消

再生計画認可

再生手続終結

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

令和八年三月二十四日
東京都千代田区一番町二三番地三
（甲）株式会社ビーケー・ジャパン
代表取締役　野村　一裕
東京都千代田区一番町二三番地三
（乙）株式会社ビーケージャパンホールディングス
代表取締役　野村　一裕

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年三月六日
掲載頁　一二三頁（号外第四十七号）

令和八年三月二十四日
東京都港区虎ノ門二丁目六番一号虎ノ門ヒルズステーションタワー
（甲）株式会社ビーケー0
代表取締役　糸木　悠
東京都千代田区一番町二三番地三
（乙）株式会社ビーケー・ジャパン
代表取締役　野村　一裕

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和八年三月二十四日
東京都渋谷区恵比寿一丁目一五番九号シルク恵比寿四〇三号室
（甲）合同会社Ｆｉｒｓｔ　Ｒｅｓｉｄｅｎｃｅ　代表社員　林　和哉
東京都港区六本木四丁目三番一一号六本木ユニハウス二二三号
（乙）合同会社Ｎｅｗ　Ｒｅｓｉｄｅｎｃｅ　代表社員　林　和哉

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年二月二十五日
掲載頁　九十一頁（号外第三十八号）

令和八年三月二十四日
宮城県仙台市青葉区中央一丁目二番三号
（甲）東日本ＳＷ合併準備株式会社
代表取締役　飯田　仁也
宮城県仙台市青葉区中央一丁目二番三号
（乙）東日本スターワークス株式会社
代表取締役　飯田　仁也

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年三月六日
掲載頁　一二三頁（号外第四十七号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年三月六日
掲載頁　一二三頁（号外第四十七号）

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内に申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年二月二十六日
掲載頁　三十頁
令和八年三月二十四日
東京都千代田区丸の内一丁目一番二号株式会社ＳＭＢＣキャピタル・パートナーズ内
（甲）ＳＭＣ０４０３株式会社
代表取締役　飯田　仁也
横浜市神奈川区金港町一番地四
（乙）株式会社スターワークス
代表取締役　飯田　仁也

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）
掲載　官報
掲載の日付　令和八年三月十一日
掲載頁　九十頁（号外第五十号）
令和八年三月二十四日
東京都渋谷区神宮前三―二七―一五ＦＬＡＧ２Ｄ
（甲）株式会社わさび
代表取締役　稲垣　大輔
東京都渋谷区神宮前三―二七―一五ＦＬＡＧ２Ｄ
（乙）株式会社Ｇｒｅｅｎ＆Ｄｉｇｉｔａｌ　Ｐａｒｔｎｅｒｓ
代表取締役　稲垣　大輔

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙の権利義務全部を承継して存続し乙、丙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年六月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年三月四日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年二月二十七日
掲載頁　一一九頁（号外第四十一号）
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年二月二十七日
掲載頁　一一九頁（号外第四十一号）
（丙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年二月二十七日
掲載頁　一二一頁（号外第四十一号）
令和八年三月二十四日
東京都品川区南大井六丁目二一番一二号
（甲）株式会社インターテック販売
代表取締役　佐藤　郁子
東京都品川区南大井六丁目二一番一二号
（乙）株式会社インターテック
代表取締役　佐藤　和樹
熊本県菊池郡菊陽町大字原水四〇〇〇番地六
（丙）株式会社インターテックエンジニアリング
代表取締役　山田　豊

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　北日本新聞
掲載の日付　令和八年三月十五日
掲載頁　六頁
（乙）計算書類の公告義務はありません。
令和八年三月二十四日
富山県高岡市二塚四二五番地
（甲）株式会社古城モータース
代表取締役　川橋　剛之
石川県白山市村井町一五八七番地一
（乙）有限会社湊オート
取締役　川橋　剛之

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）（乙）ともに
掲載　官報
掲載の日付　令和八年三月十六日
掲載頁　一八三頁（号外第五十三号）
令和八年三月二十四日
名古屋市中区栄二丁目一三番七号
（甲）株式会社センゾー
代表取締役　小島　光晴
名古屋市中区栄二丁目一三番七号
（乙）株式会社デコラス
代表取締役　小島　光晴

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）計算書類の公告義務はありません。
令和八年三月二十四日
山形県最上郡大蔵村大字南山五一三番地
（甲）株式会社賀登屋旅館
代表取締役　柿崎　邦彦
山形県最上郡大蔵村大字南山五一三番地
（乙）有限会社賀登屋旅館
代表取締役　柿崎　邦彦

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙が営む不動産事業の一部に関して有する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）
掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年三月十六日
掲載頁　一八二頁（号外第五十三号）
令和八年三月二十四日
茨城県つくば市吾妻三丁目一〇番地一三
（甲）株式会社Harvest Holdings
代表取締役　小貫　穫
茨城県つくば市吾妻三丁目一〇番地一三
（乙）株式会社Harvest House
代表取締役　小貫　穫

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により河和田屋印刷株式会社（乙、住所福井市春日三丁目六二〇番地）の吸収分割契約に定める事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年三月十日
掲載頁　九十三頁（号外第四十九号）
令和八年三月二十四日
東京都新宿区高田馬場一丁目二一番一三号
廣池ビル二階　河和田屋印刷株式会社
代表取締役　佐々木慎一

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する東京・日本交通株式会社（住所大阪府高槻市梶原中村町一九番六号）に対して当社の一般乗用旅客自動車運送事業に関して有する権利義務の一部を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和八年三月十三日
掲載頁　二一九頁（号外第五十二号）
令和八年三月二十四日
大阪府大阪市西淀川区竹島四丁目一〇番八号
東京・日本交通株式会社
代表取締役　畠山　明秀

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月二十四日
茨城県古河市諸川八七四番三
ＡＴＨＥＮＡ合同会社
代表社員　高橋　裕美

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年五月一日であり、組織変更後の商号はアイ・インテリジェンス株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月二十四日

埼玉県所沢市北秋津三九四番地一五

アイ・インテリジェンス合同会社

代表社員　石井　浩雅

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年五月七日であり、組織変更後の商号はレインボウ・アセット株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月二十四日

東京都世田谷区三宿二丁目二八番三〇号

合同会社Ｒａｉｎｂｏｗ

代表社員　西本　京史

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月二十四日

東京都豊島区池袋二丁目五七―六

合同会社フォーグッド

代表社員　小林　礼

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年五月二十八日であり、組織変更後の商号は株式会社ＣＯＮＴＲＡＩＬ３６５とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月二十四日

東京都江戸川区小松川二丁目一〇番一―六一三号　合同会社ＣＯＮＴＲＡＩＬ３６５

代表社員　片渕　昭彦

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月二十四日

東京都世田谷区太子堂三丁目二番一三号

Ｃａｐｉｔａｌ　Ｃｏｖｅ合同会社

代表社員　飯尾　太一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月二十四日

東京都世田谷区上野毛二―七―一八山旺ビル二〇二

合同会社ＧＯ

代表社員　吳　邦曜

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月二十四日

東京都目黒区中目黒五丁目二八番二一号

株式会社ケーエスアール

代表取締役　中山　美香

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七億一千二百九十三万八百九十八円減少し、減少する資本金の額のうち六億一千六百十二万七千二百九十四円を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年三月十三日

掲載頁　六頁

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月二十四日

東京都千代田区丸の内二丁目四番一号丸の内ビルディング二八Ｆ

株式会社Ｓｏｌａｆｕｎｅ

代表取締役　上地　練

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億三千五百四十四万千百三十四円減少し、その資本金の全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://k.secure.freee.co.jp/companies/177437/announces

令和八年三月二十四日

東京都千代田区飯田橋三丁目一番八号

スリーエス株式会社

代表取締役　千田桂太郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八千万円減少し、一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年九月二十四日

掲載頁　八十五頁（号外第二一三号）

令和八年三月二十四日

名古屋市西区城北町三丁目五二番地二

株式会社タケヒデ

代表取締役　林　武彦

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億六百九十八万四千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年八月十五日

掲載頁　一一四頁（号外第一八五号）

令和八年三月二十四日

奈良県橿原市四条町八四〇

モルミル株式会社

代表取締役　森　英一朗

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を全額減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社に確定した最終事業年度はありません。

令和八年三月二十四日

名古屋市中区丸の内二丁目一九番二九号

株式会社アセンドホールディングス

代表取締役　渡邊　敬一

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五十八億円、資本準備金の額を五十八億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十二月二十六日

掲載頁　六十二頁（号外第二八六号）

令和八年三月二十四日

東京都港区南麻布四丁目一番一二号

株式会社ＩＲＥ

代表取締役　磯野　計一

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千百万円、資本準備金の額を五千万円減少し、それぞれ三千万円、七千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://k.secure.freee.co.jp/companies/40415/announces

令和八年三月二十四日

東京都渋谷区恵比寿四丁目二〇番三号恵比寿ガーデンプレイス二七階ＣＯＲＥＥＢＩＳＵ

株式会社ユーカリヤ

代表取締役　田村　賢哉

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年四月十九日を基準日と定め、同日午後十二時〇〇分現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を一・五株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和八年三月二十四日

埼玉県久喜市栗原二丁目一六番四号

株式会社エス・ケイ・ディ

代表取締役　岸　伸宏

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年四月九日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和八年三月二十四日

東京都世田谷区奥沢二丁目八番二号

ゴールドノット株式会社

代表取締役　金井　結

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年四月九日を基準日と定め、同日〇時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を一〇〇株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和八年三月二十四日

京都市東山区新宮川町通松原下る西御門町四六九番地一

株式会社森田

代表取締役　谷口三知子

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年四月十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年三月二十四日

石川県小松市上本折町七一番地

石菱機器販売株式会社

代表取締役　中山加津美

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年四月八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年三月二十四日

名古屋市北区楠味鋺四丁目四〇五番地

株式会社ダブルエイチオー

代表取締役　渡邊　毅

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年四月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年三月二十四日

沖縄県那覇市久茂地三丁目二一番一号

株式会社ブレーン沖縄

代表取締役　玉城　宏二

株式併合につき通知公告

当社は、株式五株を一株に併合することにいたしましたので公告します。

令和八年三月二十四日

東京都千代田区東神田二丁目六番二号

ＮＥ東京株式会社

代表取締役　胡　正培

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるアハマディ・マロライが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和八年三月二十四日

沖縄県中頭郡西原町字千原一六六番地一

ＹＡＳＩＮ　ＰＴＹ　ＬＴＤ

日本における代表者　アハマディ・マロライ

任意清算公告

当法人は、令和八年二月二十八日をもって解散し、社会保険労務士法第二十五条の二十五第二項において準用する会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月二十四日

大阪市中央区南船場一丁目一一―九長堀八千代ビル五Ｆ五Ｉ

未来社会保険労務士法人

代表社員　織田　達也

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金四十億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年四月十日

掲載頁　二〇九頁（号外第八十一号）

令和八年三月二十四日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

ジェイコアレジ5ホールディング特定目的会社

取締役　北川　久芳

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金五億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年九月五日

掲載頁　六十頁（号外第二〇一号）

令和八年三月二十四日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

ジェイコアレジ2ホールディング特定目的会社

取締役　北川　久芳

取消公告

令和八年二月二十六日（本紙第一六五四号）掲載の合併公告を取消します。

令和八年三月二十四日

大阪市中央区南船場二丁目一二番八号

（甲）エア・ウォーター・ガスプロダクツ株式会社

代表取締役　坂本　公昭

岩手県紫波郡紫波町犬渕字南谷地七二番地一

（乙）岩手液酸株式会社

代表取締役　樋口　貴哉